

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募を行う事項

- (1) 業 務 名 称 食堂経営業務
- (2) 業 務 場 所 東海財務局本局食堂 (名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局1階)
- (3) 業 務 期 間 平成30年4月1日から1年間
ただし、平成30年4月から5年を超えない期間で更新することができる。
なお、国有財産の使用許可が取り消された場合はこの限りではない。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の申立てをしていないこと、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 債務超過となっていないこと。
- (5) 直近2期連続で経常損失を計上していないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (7) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 国税及び地方税を完納していること。
- (10) 法人税・申告所得税・消費税等の租税について滞納がないこと。
- (11) 平成25年1月1日から申込時までの期間内に、事業者及び事業者の役員が法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (12) 法人等(個人、法人または団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (13) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (17) 暴力団又は暴力団員及び(13)から(16)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとするものでないこと。
- (18) 平成25年1月1日から申込時までの期間内に、申込者において、保健所から衛生管理面での指摘を受けていない、または指摘があった場合には適正な改善措置が講じられていること。
- (19) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と食堂の営業実績を有すること。
- (20) 営業開始日までに、食品衛生法に基づく「食堂」営業許可等、営業を行うために必要な関係法令上の諸手続きを完了することができる者であること。
- (21) 調理人のローテーションが可能であり、食堂の経営を支障なくできること。
- (22) 栄養のバランスに十分配慮した良質の食事を提供できること。
- (23) 当該公募に係る公募説明会に出席した者であること。

3. 公募参加要領等の交付

- (1) 交付期間
平成29年11月9日(木)から同年11月24日(金)まで
- (2) 受付時間
土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで
- (3) 交付場所

施 設 名	交 付 場 所
東海財務局本局食堂	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局総務部会計課厚生係 (TEL) 052-951-1812 (FAX) 052-961-7314

(4) その他

公募への参加を希望する者は、上記(1)の期間に、公募参加要領等の交付を受けること。

なお、公募参加要領等の交付を受けていない者については、下記4「公募説明会」への参加及び下記5「公募申込書等の受付」を認めない。

公募参加要領等の交付を希望する者は、あらかじめ上記(3)へ連絡すること。

4. 公募説明会

(1) 開催日時及び開催場所

施設名	日時	場所
東海財務局本局食堂	平成29年11月28日(火) 14時00分から	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局 2階大会議室

(2) 説明会の内容

業務の概要及び企画提案書の作成要領等に関する説明を行う。

(3) その他

説明会参加希望者は、「公募説明会参加申込書」を、平成29年11月27日(月)17時00分までに、上記3.(3)まで持参またはファックスすること。(「公募説明会参加申込書」の様式は、上記3.(3)において交付する。)

説明会への出席者は、参加希望者1者につき2名までとする。

厨房を見学する際は、衛生上問題の無い服装(衛生帽子、白衣、室内履き等)で入室すること。

5. 公募申込書等の受付

(1) 受付期間

平成29年11月29日(水)から同年12月1日(金)まで

(2) 受付時間

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで

(3) 受付場所

上記3.(3)に持参すること。(郵送、ファックスは不可)

(4) その他

公募申込書等は紙により提出することとする。

6. 公募申込の無効

本公告に示した公募参加に必要な資格の無い者が行った公募申込、「公募参加要領」の条件に違反した公募申込は無効とする。

7. 国有財産使用許可相手方(食堂経営者)の決定

(1) 国有財産使用許可の相手方は以下の方法により決定する。

- ① 公募申込者の提出書類による書類審査による選定
- ② 上記①で選定された者による第一次審査(プレゼンテーション)
- ③ 上記②で選定された者による第二次審査(試食等審査)

(2) 公募申込者があっても、審査において一定の基準に達しない場合には、国有財産使用許可の相手方を選定しない場合がある。

8. その他

詳細は「公募参加要領」による。

以上公告する。

平成29年11月9日

東海財務局長 寺田達史